

万引きに関する有識者研究会設置要綱

平成28年6月14日 28青総安第236号

(目的)

第1 万引きが行われる背景や要因を把握し、効果的な対策を講じるために、専門知識を持つ有識者による意見を徴するため、万引きに関する有識者研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(研究事項)

第2 研究会は、次の事項について研究する。

- (1) 万引きが行われる背景、要因等の専門的見地からの分析
- (2) 万引きの抑止、再犯防止等のための効果的な対策
- (3) 上記のほか、座長が必要と認める事項について

(構成員)

第3 研究会は、犯罪学、司法福祉等万引きに関する専門知識を有する学識経験者等により構成する。また、委員は、東京都青少年・治安対策本部長が委嘱する。

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。

(座長)

第5 研究会に座長を置き、座長は委員の互選により選任する。

- 2 座長は、研究会の会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する者が職務を代理する。
- 4 座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6 研究会の事務局は、青少年・治安対策本部総合対策部安全・安心まちづくり課が行う。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年6月14日から施行する。